

## 「第3期岩倉市地域福祉計画策定支援業務」公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

第3期岩倉市地域福祉計画策定支援業務

### 2 趣旨

『「しあわせ」と「あんしん」のまちづくり いわくら』を基本理念に掲げた第2期岩倉市地域福祉計画の策定から3年が経過し、社会福祉法の改正を始めとした地域福祉を取り巻く環境の変化や、地域福祉に求められること、課題について状況が大きく変化しています。

このような中、現地域福祉計画は令和4年度をもって計画期間の満了を迎えるため、次期地域福祉計画の策定にあたって、業務全般についての企画提案を受け、技術力や課題解決力、また独創性など総合的に優れた事業者を選定するためにプロポーザルを実施するものです。

### 3 業務の概要

#### (1) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

#### (2) 策定期間

令和3年度から令和4年度まで

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(2か年継続事業)

#### (4) 委託上限額

6,545,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。うち令和3年度は2,563,000円を上限とします。

#### (5) 発注者

岩倉市長 久保田 桂朗

### 4 企画提案項目

プロポーザルにあたっては、令和3年度から令和4年度までの2か年事業として、次のすべての項目について提案を行うものとする。

#### (1) 岩倉市の地域福祉に係る地域特性・課題に対する基本認識

#### (2) 次期地域福祉計画のあり方・構成

#### (3) 策定過程における市民参加のあり方

※現地域福祉計画推進の要であるいわくら福祉市民会議といわくらあんしんネットの力を活用した提案とすること。

#### (4) 本業務に対する取組方針・遂行体制

- (5) 次期地域福祉計画策定の全体スケジュールと策定過程  
※作業内容別に区分したスケジュールと、貴社、行政及び市民など主体別の具体的な実施内容
- (6) その他、次期地域福祉計画策定過程において必要だと考えられる事項及び独自の提案・工夫などがあれば記載すること。

## 5 参加要件

プロポーザル参加意思提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、厚生手続き開始の決定を受けた者、又は再生手続き開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。
- (4) 過去5年以内に地方公共団体の地域福祉計画に関する調査・分析・計画策定業務の元請としての実績、又は総合計画や高齢者福祉計画等のソフト事業に係る計画策定に関する業務の実績を有すること。

## 6 契約方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と当市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結します。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのままの契約内容となるとは限りません。

契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがあります。優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行います。

### (1) 費用の支払い

各年度ごとに当市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとします。

### (2) 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、当市は、契約金額以外の費用を負担しません。

## 7 参加意思表示

企画提案書・見積書の提出意思の有無を令和3年5月14日（金）午後5時15分までに様式1により岩倉市健康福祉部福祉課あてに郵送又は持参し回答してください（期限必着）。

## 8 企画提案書・見積書の作成、提出

提出書類については、提出後の修正は認めません。

- (1) 作成方法 企画提案書、見積書に関する事項は別紙2のとおり
- (2) 提出期限 令和3年5月21日（金）午後5時15分まで
- (3) 提出方法 郵送又は持参（期限必着）
- (4) 提出先 岩倉市健康福祉部福祉課

## 9 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、事務局から提案事業者に連絡をします。

(1) 募集開始	令和3年4月26日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和3年5月 7日(金)
(3) 質問に対する回答	令和3年5月12日(水)
(4) 参加意思提出期限	令和3年5月14日(金)
(5) 企画提案書類等の提出期限	令和3年5月21日(金)
(6) プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和3年5月27日(木)
(7) 審査結果通知	令和3年5月28日(金)
(8) 契約締結	令和3年5月下旬

## 10 質疑応答

### (1) 質問書の提出

本事業に関する質疑については令和3年5月7日（金）の午後5時15分までに質問書（様式は任意）を提出してください。

### (2) 提出方法及び提出先

表題を「第3期岩倉市地域福祉計画」とし、下記までEメールにより提出してください。

### (3) 質問への回答

令和3年5月12日（水）までにEメールにより全事業者に回答します。

## 11 選定方法・基準

### (1) 委託事業者の選定

提出書類をもとに、選定委員が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、合計点数の総合評価点で最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、2番目に高い者を次点者とします。

・審査選定委員

健康福祉部長、教育こども未来部長、長寿介護課長

健康課長、子育て支援課長、岩倉市社会福祉協議会事務局長

(2) 評価基準

選定に当たっては、以下の項目を重視し評価します。

- ア この事業を提案するにあたり岩倉市における地域福祉の現状と課題についての理解
- イ 提案事項の的確性
- ウ 企画提案内容の魅力、独創性
- エ 業務遂行の体制、取組方針
- オ 業務実績

(3) 実施日時

令和3年5月27日（木）13時30分より

(4) 実施場所

岩倉市役所7階 会議室7

(5) 実施要領

1事業者につき15分以内でプレゼンテーションを行い、その後質疑応答の時間を10分程度設けます。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用は禁止します。

(6) 説明者

プレゼンテーション及び質疑への回答は、企画提案書に記載した管理責任者と担当者で行うこととします。会場に入場できるのは3名以内とします。

## 1.2 選定結果の通知

審査の結果通知は、審査を行った全事業者に対し令和3年5月28日（金）付け書面で通知します。

## 1.3 提案の無効に関する事項

次の各号の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 企画提案書作成要領（別紙2）に適合しないとき。
- (3) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) その他、当市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

#### 1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- (3) 見積書の合計金額が本要領3(4)の委託上限額を超えているもの。
- (4) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

#### 1 5 その他

- (1) このプロポーザルに参加するためにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製をすることがあります。
- (4) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書類等の提出は1事業者につき、一つ限りとします。
- (6) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、当市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作権人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「岩倉市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにしてください。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については当市が定めます。

担当：岩倉市健康福祉部福祉課障がい福祉グループ  
(片桐・渡邊)

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

電話 0587-38-5809 (直通)

FAX 0587-66-6100

E-mail fukushi@city.iwakura.lg.jp